

インターネットから都市計画情報を確認できるようになりました！



小樽市 でじ樽なび

で検索！

操作マニュアル確認方法

小樽市 HP ⇒ くらし・手続き ⇒ 生活・インフラ ⇒ 都市計画 ⇒ 小樽の都市計画 ⇒

小樽市都市計画情報等の提供サービス⇒ でじ樽なび_都市計画決定状況の確認方法

所在地	小樽市	丁目・町	番	年	月	日
-----	-----	------	---	---	---	---

●都市計画に係るチェックリスト

項 目		問合せ先
都市計画区域	☐ 都市計画区域 ☐ 都市計画区域外(※以下この面はチェックしないこと)	小樽市建設部 都市計画課 都市計画グループ TEL0134-32-4111 (内線7331～7333)
区域区分	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域	
用途地域	☐ 指定なし ☐ 第一種低層住居専用地域(建築物の高さの限度：10m) ・外壁の後退距離(1m) ☐ 有 ☐ 無 ☐ 第一種中高層住居専用地域 ☐ 第一種住居地域 ☐ 第二種住居地域 ☐ 商業地域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 準工業地域 ☐ 工業地域 ☐ 工業専用地域 建蔽率()%・容積率()%	
防火指定	☐ 指定なし(建築基準法 第22条区域) ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域	
地区計画	☐ 指定なし ☐ 金沢ニュータウン地区 ☐ 星野町地区 ☐ 幸地区 ☐ 星野ニュータウン地区 ☐ 新光町地区 ☐ 堺町地区 ☐ 色内3丁目地区 ☐ 港町地区 ☐ 富岡地区 ☐ 小樽築港駅周辺地区 地区の名称()地区)	
高度地区	☐ 指定なし ☐ 高度地区	
高度利用地区	☐ 指定なし ☐ 高度利用地区	
特別用途地区	☐ 指定なし ☐ 特別工業地区 ☐ 特別業務地区(第一種) ☐ 特別業務地区(第二種) ☐ 大規模集客施設制限地区(特別業務地区以外の準工業地域全域)	小樽市産業港湾部 港湾室港湾業務課 TEL0134-23-1107 石狩湾新港管理組合総務部管理G TEL0133-64-6661
駐車場整備地区	☐ 指定なし ☐ 駐車場整備地区 ☐ 周辺地区	
都市計画道路	☐ 指定なし ☐ 指定あり(□整備済 □未整備) ・都市計画道路名(. . 号、) ・計画幅員()m	
臨港地区	☐ 指定なし ☐ 商港区 ☐ 工業港区 ☐ 漁港区 ☐ マリーナ港区 ☐ 修景厚生港区 ☐ 保安港区 ☐ 無指定区域	
立地適正化計画	居住誘導区域 (□内 □外) □土砂災害に係る区域界の近接によるチェック 都市機能誘導区域 (□内 □外) □土砂災害に係る区域界の近接によるチェック (□中核 □準中核 □広域連携交流) 都市機能誘導区域 ※中核都市機能誘導区域以外の場合、届出が必要になる場合があります。	小樽市建設部 都市計画課 都市計画グループ TEL0134-32-4111 (内線7331～7333)

以下の地域地区は小樽市に指定ありません。

特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、特定街区、都市再生特別地区、居住調整地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、特定防災街区整備地区、造成宅地防災区域、景観地区、風致地区、歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、流通業務地区、生産緑地地区、伝統的建造物群保存地区、航空機騒音障害防止地区、航空機騒音障害防止特別地区

●盛土規制法に係るチェックリスト

項 目	問合せ先
規 制 区 域 ☐ 宅地造成等工事規制区域 ☐ 特定盛土等規制区域	北海道建設部まちづくり局都市計画課宅地係 Tel011-231-4111(内線29-659)

●土砂災害に係るチェックリスト

- ・急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等は、北海道知事決定のため、区域界及び指定内容については、後志総合振興局小樽建設管理部の下記担当に確認をお願いします。また、下記以外にも災害等に係る項目について指定がなされている場合がありますので、注意してください。

項 目	問合せ先
①急傾斜地崩壊危険区域 ☐ 指定なし ☐ 急傾斜地崩壊危険区域	小樽建設管理部事業室事業課 (朝里川温泉2丁目745番地) Tel0134-54-7670
②地すべり防止区域 ☐ 指定なし ☐ 地すべり防止区域	小樽建設管理部用地管理室 維持管理課 (奥沢1丁目21番1号) Tel0134-25-2443
③土砂災害警戒区域等 ☐ 指定なし ☐ 土砂災害警戒区域 ☐ 土砂災害特別警戒区域	小樽建設管理部用地管理室 維持管理課 (奥沢1丁目21番1号) Tel0134-25-2443

- ・③の位置図及び区域図は、後志総合振興局小樽建設管理部のホームページで公表しています。
また、未指定箇所においても、基礎調査が完了し、③に相当する区域として、同ホームページで公表されている箇所があります。(区域指定されるまでは、土砂災害防止法の規制は受けません)

●その他、主なチェック事項

項 目	概 要	問合せ先
小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例	《景観計画区域》 ☐市域全域（小樽歴史景観区域を除く） ☐小樽歴史景観区域 ☐①手宮鉄道施設地区 ☐②日本郵船地区 ☐③色内3丁目周辺地区 ☐④小樽運河北地区 ☐⑤小樽運河南地区 ☐⑥小樽倉庫地区 ☐⑦色内1・2丁目地区 ☐⑧日本銀行地区 ☐⑨堺町本通地区 ☐⑩入船七差路地区 ☐⑪三本木急坂地区 ☐⑫水天宮周辺地区 ☐⑬有幌・港町地区 ☐⑭小樽築港地区 ☐⑮小樽駅前・中央通地区 ※景観計画区域内において一定規模以上の建物などの建築行為や工作物を設置する場合は<u>事前に届出が必要です。</u>(原則、<u>届出を受理した日から30日を経過した後でなければ工事着手できません。</u>)	小樽市建設部 新幹線・まちづくり推進室
小樽市屋外広告物条例	《市域全域（小樽歴史景観区域、禁止地域を除く）》 ☐住居系地域（A・B） ☐住居系地域以外の地域 ☐その他の地域 《小樽歴史景観区域》 ☐歴史的景観地域（水天宮周辺地区を除く） ☐沿道景観形成地域（A・B・C） ☐新都市景観形成地域（小樽築港地区・小樽駅前・中央通地区） ※上記地域内において一定規模以上の屋外広告物を設置・掲出する場合は<u>事前に許可を受けることが必要</u>です。 《禁止地域》 ☐禁止地域（第一種低層住居専用地域・水天宮周辺地区・その他） ※一部を除き、屋外広告物を設置・掲出することはできません。	景観まちづくりグループ Tel0134-32-4111 (内線7472)
小樽市中高層建築物の建築に関する指導要綱	※対象となる用途地域内において、高さが10mを超える建築物を建築する場合、 <u>建築計画の事前公開などの諸手続が必要</u> になります。	小樽市建設部 建築指導課管理係
小樽市ラブホテル建築規制条例	※規制区域にはラブホテルを建築することができません。 また、ホテル又は旅館を規制区域内に建築する場合、 <u>建築計画の事前公開及び承認申請などの諸手続が必要</u> になります。	Tel0134-32-4111 (内線7432)